



呉市地域下水道事業に係る消費税の申告遅延について

呉市地域下水道事業に係る消費税の申告遅延がありましたので報告します。

1 概要

特別会計で運営する呉市地域下水道事業については、消費税が発生し、その課税期間（令和6年4月1日から令和7年3月31日）の課税標準に対する消費税額から、課税期間中の課税仕入れ等に係る税額（仕入れ控除額）を控除して算出し、毎年9月30日（消費税の申告及び納付期限）までに申告等を行います。

10月9日に、再発防止のため全庁に向けて通知された「公表すべき事案の発生及び再発防止への取組（対象事案：呉市病院事業会計の消費税未申告事案等）」に基づき、当該事業の消費税申告等の状況を確認した結果、申告が行われていないことが発覚しました。

そのため、10月9日に管轄の呉税務署に連絡するとともに、10月10日にe-Taxにて申告を行いました。

2 影響

申告期限を過ぎて申告を行いましたが、今回の課税期間に係る消費税額については、還付（131,537円）されることから、無申告加算税等が生じるなどの影響はありません。

3 原因

当該業務について、今年度の担当職員が急遽長期休暇を取得することとなったことから、十分な業務引き継ぎができませんでした。

そのため、年度途中に担当になった職員が、業務の内容や業務スケジュールの理解が不十分であったこと、また、所属長やグループリーダーなどによる担当者へのフォローやマネジメントが適切に行えていませんでした。

4 対応状況

10月15日に呉税務署に訪問し、改めて消費税の申告が遅れたことについて、謝罪を行うとともに、当該申告について、無申告加算税等が生じないことを確認しました。

5 再発防止策

特別な理由により、十分な引き継ぎが行えない場合においても、担当者に対し、所属長やグループリーダー等が適切にフォローするとともに、業務の進捗状況について適切かつ確実に行われているか確認を行うことで、再発防止に努めます。

また、呉市は、市税等について、市民の皆様方に納めていただく立場であることを認識するとともに、市民の皆様からの信頼を損なうことがないよう、業務本来の趣旨や目的を理解した上で、業務に取り組むことの重要性について、改めて全庁的に周知徹底を図ります。